

令和5年11月16日

児童相談所

議会の委任による専決処分の報告  
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

## 1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年9月1日(金)午後3時15分頃  
(天気 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区南烏山二丁目24番付近(交差点)
- (3) 相手方 乙( )
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)児童相談所職員は庁有車を運転し、養育者宅の家庭訪問を終えて、千歳烏山駅の商店街通りに向かって走行していた。  
事故発生場所の信号機のない交差点に差しかけた際、甲は徐行し前進したところ、原動機付自転車を運転する乙が右手から走行してきたため、ブレーキをかけたが間に合わず、甲の前部が原動機付自転車の前輪に接触して乙が転倒した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし  
物損:庁有車バンパーに擦傷  
乙 人身:左足打撲  
物損:事故時に乗っていた原動機付自転車の側面に擦傷
- (6) 過失割合 甲 9割 ・ 乙 1割

2 乙への損害賠償額 117,000円(物損部分)  
(自動車保険より全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和5年10月31日

# 位置図



# 現場説明図

